

3 森林利権

81 昭和2年1月5日 在ソ連邦田中大使より
幣原外務大臣宛(電報)

森林利権契約原案の解釈に関するソ連側利権
局の覚書について

モスクワ 1月5日後発
本省 1月6日後着

第三号

林業組合藤田へ梅浦ヨリ

其後ノ交渉ニ依リ「鮮銀浦塩支店カ現在為シツツアル送金
及両換ノ業務ヲ継続スル限リ利権者カ同銀行ヲ通シ四十三
条ニ依ル事業用資金ヲ送金シ且両換スル事ヲ妨クルモノト
解スヘキモノニアラス」トノ文意ニテ利権局ヨリ四十三条
ノ解釈の覚書ヲ正式調印ト同時ニ交付ヲ受クル事ニ協定本
問題ヲ解決セリ将来法規ノ發布ニ依リ一般人民カ鮮銀ヲ通
シテ送金及両換ヲ為ス事ニ関シ或種ノ制限ヲ加ヘラルルニ
至ル如キ事アラハ利権者モ亦同様ノ制限ヲ受クル虞ナキニ
アラサルモ之レ以上折衝ノ余地方法ナシ一兩日中改訂契約
案ニ仮調印ヲ為シ十二日閣議ニ付シ決定スル予定ナルヲ以

ストコロコ大ナルヘシト述ヘタルカ右記事中ノ一ヲ訳出シ
切抜送付旁々供貴覽
写送付先 在露大使

(別紙)

日露森林利権契約ノ調印ニ就テ

沿海州ハ富裕ナル地方ニシテ目下自己ノ生産力ヲ展開シツ
ツアリ吾人ハ右生産力カ如何ニ蓄積セラレアルヤ新実力カ
毎年如何ニ打開シツツアルヤ同地方ノ経済力如何ニ強大ト
ナリ振興シツツアルヤノ証人ナリ

沿海州ノ天然富源カ久シキ以前既ニ外国資本ノ貪欲ナル視
線ヲ引キタルハ故ナキニアラス又日本ノ資本界カ沿海州ノ
或ハ山河湖ヲ或ハ其巖々タル岸ヲ洗フ太平洋ノ水域ヲ或ハ
通行困難ナル神秘ノ密林ニ貪欲ノ眼ヲ注キタルハ事由ナキ
ニアラス

同地方ハ又珍ラシクモ大洋ニ対スル直接ノ出路テフ地理的
形勝ノ地位ヲ占ム右ハ沿海州ノ天然富源ヲ世界市場ニ接近
セシムルヲ以テ其価値ヲ更ニ大ナラシム

森林ハ鉱物及魚類富源ト共ニ極東地方基礎的資源ノ一ナリ
紅松、蝦夷松、落葉松、椴松、小量ナレドモ樺、堅果樹「バ

テ既送契約文熟覽ノ上不同意アラハ後電ニテ急報アリタシ
前渡金二十万留ハ前回ノ例モアレハ大事ヲ執リ閣議通過後
電送ヲ請フ事ニスヘシ

82 昭和2年1月20日 在ウラジオオストック渡辺総領事より
幣原外務大臣宛

森林利権契約成立に関するウラジオストック

管区機関紙記事について

公第四八号 (2月3日接受)

昭和二年一月二十日

在浦潮斯德

総領事 渡辺 理恵(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

日露森林利権契約成立ニ関スル件

当管区機関赤旗紙ハ日露森林利権交渉ノ成立ニ関スル莫斯
科発「タッス」電ヲ第一面ニ掲クルト共ニ利権地ヲ地理的
ニ説明シ且ツ沿海地方木材ヲ歴史のニ解剖セル記事ヲ掲ケ
今回ノ利権契約ハ沿海地方ノ植民事業及農業ノ発展ニ貢献

ルハト(樅ノ一種)、樅、白楊——以上ハ総テ各種細工用
ノ貴重材林ナリ

戦前沿海州木材ハ伐採サルコト極メテ少ナク官有林ヨリ
ノ木材払下高ト特典及無代払下高トヲ合シテ一ケ年払下可
能高ノ一〇「パーセント」ヲ超過セス木材ハ専ラ内地市場
ノ需用ニ当テラレ輸出ハ開始早々ニシテ僅カ赤松板カ英國
ニ丸太ノ一部カ豪州ニ輸出セラレタルニ過キサリキ

略々一九二二年乃至一三年以降主ニ農民譲与林ヨリ白楊丸
太ノ日本向ケ輸出ハ開始シタルモ尚一ケ年ノ木材輸出高ハ
一九二〇年迄ハ三百三十万立方呎ヲ超過セルコトナク沿海
州ハ近年迄大林業ノ何物タルヲ知ラサリキ

外国干渉及国内戦ノ数年林業ハ全ク中止シ掠奪の日本ノ資
本ハ好機逸ス可カラスト為シ私利ヲ計レリ而シテ沿海州ノ
農民ニトリ林業ハ純自然的条件ニヨリ極メテ重要役割ヲ演
シツツアルカスカル農民ヨリ木材ヲ殆ント独占のニ購入ス
ルハ今日迄日本企業家ナリキ国内戦ノ数年間日本ノ資本ハ
競争者ノ全然無キニ顧ミ其地位ノ利用ニ努メ或ハ地方住民
ヨリ直接購入サレ或ハ計画モ秩序モナク日本労働者ニヨリ
造材サレタル木材ノ輸出ハ茲ニ開始セリ

造材ハ主トシテ「アモグー」「タホベ」「クフツウン」「テルネエイ」「ジイギト」「テチュヘ」「マイヘ」及「ニコリスク、ウスリー」郡ノ如キ部落ニ於テ行ハレタリ
當時特ニ日本人ノ好ム新規木材並例ヘハ椴松、蝦夷松及落葉松ノ如キ曾ツテハ販路ヲ有セサル木材ニ対スル需要ハ出現セリ

此ノ時ニ当リ日本ハ支那及英国等幾多ノ大外国市場ヲ掌握セントシ国内ニ於テ製材業ヲ拡張シタルカ之ト同時ニ燐寸製造及製紙業ハ発達シ製紙工場数ハ増加シ斯クテ原料ノ必要ハ椴松及蝦夷松ノ日本市場ニ対スル進出ヲ惹起セリ
日本ノ森林ハ伐採シ尽サレ自国ノ木材ハ少量ナルヲ以テ日本資本カ沿海州木材ニ取付キタル貪欲サニ至リテハ想像ノ限リニアラス

一九二二年ニハ沿海州森林ニ於ケル日本人ノ掠奪的經營ヲ禁止スル手段ハ講セラレタリ当時日本ハ伐採ノ為林区獲得ノ直接権ヲ取得セント大イニ努力セシカ功ヲ奏セサリキ
極東ニ於ケル「ソウエイ」政權ノ設定ト共ニ地方天然富源ノ開發ニ対シ大前途ハ展開セラレ無産階級国家經濟力ノ強大増進ノ為全經濟的可能性ノ合理的利用テフ根本主義ハ

等市場ニ於ケル同材ノ配給方面ニ於テ日本ハ現在著名ノ役割ヲ演シツツアリ
韃靼海峡沿岸ニ於ケル日本利権ハ前記以外ニ現在ハ殆ント住民ナク未開ニシテ荒涼タル地方ノ經濟的發展ヲ補助成スヘク同地方ニ於ケル林業ノ展開ハ勿論植民ヲ招来スルト共ニ現在ハ殆ント皆無ナル農村經濟振興ノ基礎トナラン

(一月二十日赤旗紙)

83 昭和2年2月2日 在ハバロフスク川角総領事代理より 幣原外務大臣宛(電報)

漁業交渉および林業交渉等に関するソ連側

現地責任者内話

ハバロフスク 2月2日後發 本 省 2月3日前着

第一六号

頃日極執議長「ガマルニク」ニ会谈ノ要領御参考迄左ノ通
(一)「ガマルニク」ハ漁業会議ハ滿一ケ年以上トナリタル処
自分ノ当路者ヨリ聞ク処ニ依レハ専門委員会本會議等ニテ最早双方ノ議論ハ尽キ居リ露国側ハ日本側ノ讓歩ヲ待チ居ル次第ナルカ結局今後ノ仕事ハ如何ニシテ妥協点ヲ

之カ開発ノ基礎トセラレタリ一九二二年ニハ既ニ対外市場輸出材ヲ伐採スヘキ林区ハ計画セラレレ當時旧沿海界及沿黒龍県内ニ於テ外国市場向ケ木材伐採ノ為千五百六十九万露町ノ大森林ハ割当テラルルコトナレリ

沿海州木材ノ品質及価値ニ関シ外国人中最モ熟知スルハ勿論日本人ナリ彼等ハ木材市場ヲ掌握セントシ米國ト盛シニ競争シ沿海州材ノ対外市場進出ヲ著シク助成シタルヤ論ナシ

沿海州ニ於ケル造材拡張ノ成否ハ隣邦市場ニ於テ米國材トノ競争ノ意義ニ於テ沿海州材カ活況ヲ呈シアリヤ否ヤニ著シキ關係ヲ有ス

外国特ニ日本資本カ沿海州木材ノ伐採及開発ニ着手スル一事ハ既ニ同木材カ最近接外国市場ノ獲得ニ成功スヘキコトヲ極メテ明瞭ニ確証ス特ニ沿海州材ハ現在主トシテ日本ニ供給セラレツツアリテ日本資本ハ同地方ニ於テ作業セル個人林業企業ニ対シ資金ノ提供ヲ中止セサリキ

沿海州材ノ技術上ノ品質ハ米國ノ掌中ニ在ル欧州市場ニ対シ広大ナル販路ヲ期待スルコト能ハサルヘキモ日本支那及豪州ノ近接市場ニ於ケル之カ販売ハ全然可能ナリ而カモ之

見付クルカニアリ交渉ハ早晚必ス纏ル可シ云々ト語り居タリ

「ガ」ハ総括契約ハ滿期ニ付本年度競売ノ方法ハ莫斯科ノ訓令如何ニ依リ決定スル管ナリト付言セリ

(一)「ガ」ハ林業交渉ノ成立ハ日露經濟の提携ノ為慶賀スル処ニシテ今後続々日本当業者カ極東露ノ各種企業ニ着手投資セン事ヲ希望スト述ヘタルニ付本官ハ我国ノ資本並ニ技術カ当地方ノ經濟的復興ニ資シ得ヘキ事項調査ニ関シ便宜供与方申入レ置キタリ因ニ右会谈数日後極執機關紙ハ林業利権ノ調印ヲ發表シ又二日ノ同紙ハ「極東露ニ於ケル利権ノ現状」ト題スル記事ヲ報道セルニ付郵報

(二)前項ニ関シ本官ハ北樺太鋸業会社日露従業員ハ昨春以来探炭又ハ經濟探偵ノ嫌疑ニテ「ゲベウ」官憲ニ逮捕監禁セラレ其都度抗議ノ結果極執行政部ノ尽力ニ依リ無罪釈放セラレタル処從來出先「ゲベウ」官憲ノ本邦当業者ニ対スル態度ハ誠ニ面白カラス現ニ最高幹部タル貴下カ日露經濟の提携ヲ唱ヘ乍ラ右ノ如キ有様ニテハ我一般企業者ハ露官憲ニ対シ鮮カラス危惧ノ念ヲ抱キ資本家ハ投資ヲ躊躇スヘシ依テ「ゲベウ」当局ニ対シ警告方ニ付其注

意ヲ喚起シ置キタリ

在露大使へ転電シ浦潮へ暗送セリ

84 昭和2年2月

欧米局第一課調書

モスクワにおける森林利権契約締結経過

欧米局第一課

莫斯科ニ於ケル森林利権契約締結ノ件

(昭和二年二月調)

露領林業組合ノ森林利権交渉ハ大正十五年十二月初旬完結シ彼我両代表ノ最終的調印ノ交渉ヲ了シタル処勞農政府ハ最近極東方面ニ於ケル日貸ニ対スル留相場ノ大下落ニ依リ幣制ノ統一改善ノ急務ナルヲ感シ公定相場以下ノ取引ヲ嚴重ニ取締ル為本件森林利権契約ニ対スル正式調印ニ先チ同契約第四十三条ニ定ムル事業用資金ノ送金換算ハ露国国立銀行又ハ外国銀行支店即朝鮮銀行浦潮支店ニ於テ之ヲ行フヘキ旨ノ規定ヲ改メ右送金決算等ハ總テ国立銀行ノミニ限定方条文ノ改訂ヲ提議シ来レリ之ニ対シ林業組合代表ハ其ノ不信ヲ詰ルト共ニ現在鮮銀支店ハ一般市民ト送金及留兩換等ノ業務ヲ為シツツアルニ独リ利権者ノミニ之ヲ禁スル

ノ為準備シアルモノナリ」との記入がある。

極東森林利権契約大綱

(昭和二年一月六日露領林業組合提出ノ契約訳文ニヨル)

一、利権者 露領林業組合

但一ヶ年内ニ本利権経営ノ為設立セラルルコトアルヘキ新会社又ハ第三者ニ譲渡シ得ルケムルケムル第十林区(「ハイジャ」)及第十林区(「コツピー」)トス

三、利権期間 一九三三年六月一日迄但更新ニ付交渉シ得ルケムルケムル第十林区(「ハイジャ」)及第十林区(「コツピー」)トス

四、利権者ノ重ナル業務

A 納付義務

- (1) 森林整理(施業案)費六十五万留ヲ契約最初三年間六回ニ分納スヘシ
(2) 各年伐区ノ分割ハ利権者ノ負担ニ於テ農務部之ヲ行フ右分割料ハ面積一「ヘクタール」ニ付一留ツツトシ毎年四月一日迄ニ極東山林局ニ支払フヘシ

ノ無法ヲ攻メ利権者ハ決シテ契約ニ違反シテ公定相場以下ニテ鮮銀ト両換スルモノニ非ルモ鮮銀ニ利益ヲ与フレハ借入金其ノ他代償的利益ヲ得ルモノナル旨ヲ述ヘテ数次交渉ヲ重ネタル結果契約原文ハ政府案ヲ採用スル代リニ鮮銀支店カ送金及留兩換等ヲ継続スル限り(将来勞農政府ノ政策上之ヲ禁スレハ致方ナキモ)利権者ハ之ヲ利用シ得ル事ノ覚書ヲ別紙ニテ利権局ヨリ徴スルコトニ妥結シタルモ先方ノ内示セル右覚書案ノ文案及形式ニ付利権者側ニ異論アリ其ノ後更ニ交渉ノ結果昭和二年一月初旬ニ至リ「朝鮮銀行浦潮支店カ現在為シツツアル送金及両換ノ業務ヲ継続スル限リ利権者カ同行ヲ通シ第四十三条ニ依ル事業用資金ヲ送金シ且兩換スルコトヲ妨クルモノト解スヘキモノニ非ス」トノ文意ニテ利権局ヨリ第四十三条ノ解釈的覚書ヲ契約ノ正式調印ト同時ニ交付セラルルコトニ協定成リ本問題ハ茲ニ解決ヲ見タリ

斯クテ本森林利権契約ハ昭和二年 月 日正式ニ調印セラレタルカ其ノ大要左ノ如シ

編 注 本件森林契約は二月十八日に調印された。なお、本文書には、「利権契約本調印次第上局並関係ノ向ニ供覽

- (3) 本代金ハ一立方呎ニ付(イ)五葉松、胡桃、一位ハ太丸太十五哥、中丸太十一哥、小丸太六哥(ロ)蝦夷松、椴松及落葉松ハ太丸太九哥、中丸太五・五哥、小丸太三・五哥(ハ)白楊十哥又薪材ハ一立方「サージエン」ニ付三留五十哥損傷ヲ有スル用材ハ五割減ト本代金ハ各一年分トシテ四十一万二千五万留ヲ十月及四月ノ二期ニ前渡分納ノコト

(4) 利権報償金

年ニ輸出セシ木材各一立方呎ニ付左ノ報償ヲ支払フ(神戸取引所建ノFOBノ値段ヲ標準トス)

Table with 4 columns: 呎迄, 一千二百立方呎, 一千立方呎, 八百五十立方呎. Rows include 松下材積 (三十哥, 三十哥, 三十哥, 三十哥, 三十哥, 三十哥, 三十哥), 呎及夫レ以上 (1.20, 1.22, 1.25, 1.36, 1.47, 1.60, 1.70), and 夫レ以上 (1.10, 1.12, 1.15, 1.25, 1.37, 1.50, 1.60).

(5) 租税

国营企業ト同様総テノ国税地方税手数料及関税ヲ支

払フ

尚歩合印紙税トシテ毎年木代金及報償総額ノ〇・五
%ヲ支払フ

(6) 社会保険料

同種国营企業ト同一ニ支払フ

(7) 火災保険

全財産ヲ労働国営保険機関ニ労働政府名義ニテ且利
権者ノ費用ヲ以テ付保スヘシ

(8) 木代金及施行案費ノ前納

契約署名ノ際利権者ハ契約上一九二七年十月一日迄
ニ納入スヘキ木代金第一回納金ニ対スル前渡金トシ
テ十二万五千留及一九二七年五月一日ニ納入スヘキ
施行案費第一回納金ニ対スル前渡金トシテ七万五千
留合計二十万留ヲ農務部ニ納入ノコト

B

契約履行ノ保証 利権者ハ「ソヴィエト」連邦内及
外国ニ在ル自己ノ全財産ヲ以テ契約ノ履行ヲ保証ス

C

生産最低限 年伐採数量ハ七百五十万立方呎以上ト
ス

D

労働者住宅及林務当局住宅建設義務ヲ有ス

E 「ソヴィエト」連邦ヘノ送金等ニ関スル義務

(1) 事業資金ノ全部ヲ国立銀行支店ヲ経テ外国貨ヲ以テ
露国ニ送金スヘシ右外貨ノ両換ハ当日ノ浦潮公定相
場ニヨル(但本項ハ鮮銀ヲ通シ送金及両換スルヲ妨
ケサル趣旨ナル旨ノ覚書ヲ労働局ヨリ受クルコトト
ナレリ)

(2) 各事業年度内ニ露国ニ送ル外貨総額ハ施行案費但家
屋建設費等ヲ除キ当該年度内ニ払下クル木材各一立
方呎ニ付二十一哥ヲ下ルヘカラス

(3) 一九二七年九月三十日ヲ終リトスル第一事業年度ニ
於テハ利権者ハ各種前渡金及諸税ノ如キ定例納金ヲ
政府ニ納入スル為及当該年度ノ經常費ノ為露国ニ於
テ消費スヘキ金額ヲ送金スヘシ

(4) 契約期間中露国ヨリ資金ヲ輸出スルヲ得ス

F

労働法ヲ遵守スヘシ外国人使用率ハ(i)事務員技手以
上ハ三五%(ii)労働者二五%

G

契約満期後建物機械設備等ハ一切無償ニテ政府ニ交
付ス但貯蔵材料食料日用品製品資金等ハ利権者ノ所有
トス

五、其ノ他ノ重ナル条項

(1) 工場設立権 特別許可ヲ得テ木材工場等ヲ設ケ得

(2) 機械類日用品類ノ輸入ハ関税輸入許可料又間接税支払
ヲ条件トス

(3) 船舶ノ港湾入港及出港 利権者ノ船舶ハ一切ノ港務税
及手数料ヲ支払フ事ヲ条件トシテ開港場及積取地点ニ
出入シ得

(付録)

極東森林利権契約要領

(昭和二年一月六日露領林業組合提出ノ契約訳文
ニヨル)

極東森林利権契約要領

第一条 特定地域ニ於ケル林業木材輸出木材原料工業等ヲ
経営スル権利ヲ供与セラル

第二条 現行及将来ノ法令ヲ遵守ノコト

第三条 法人格ヲ有ス

第四条 利権者ハ契約ノ範囲内ニ於テ自由ニ企業ヲ支配管
理ス

第五条 不法ニ没収徴発セララルコトナシ

第六条 企業ヲ組成スル財産ハ讓渡担保トナスヲ得ス不要
材料ハ此限リニアラス

第七条 企業財産ノ修復及更新ノ為銷却資金ノ積立ヲ要ス

第八条 政府側ヨリスル利権者ノ権利侵害行為ニ付政府ハ
損害賠償ノ責ヲ負フ

第九条 政府ハ事業監督権ヲ有ス決算報告其他ノ義務ヲ利
権者ニ課ス

第十条 研究ノ為政府派遣ノ技師及技手ノ出入ヲ許スヘキ
モノトス

第十一条 相手方カ不可抗力ニヨル契約ノ履行不能ノトキ
ハ右履行ヲ延期又ハ免除ス

第十二条 契約上ノ権利義務ヲ政府ノ許可ヲ得テ第三者ニ
讓渡シ得殊ニ一ケ年内ニ組織セラルヘキ本利権経営ヲ目
的トスル会社ニ讓渡スルコトヲ得

第十三条 「ソヴィエト」連邦内ニアル内外銀行ト取引ノ
自由ヲ有ス

第十四条 契約義務ノ履行ニ関シ利権者ハ「ソヴィエト」
連邦内及外国ニ於ケル自己ノ全財産ヲ以テ保証ス

第十五条 本契約ハ一九三三年六月一日迄有効トス但契約

ノ更新ニ付交渉シ得

第十六条 利権地域ハ約百十萬「ヘクター」ニシテ即第七「ジュルクム」第十「ハージャ」第十一「コツピー」ノ三林区トス

第十七条 利権者ハ本契約ノ条件ニヨリ決定セラルヘキ払下予定材積ヲ毎年利用シ得ルモノトス

第十八条 森林整理(施業案費六十五萬留ヲ利権者負担ス右金額ハ契約有効当初三曆年間六回ニ等分シテ五月一日及十二月一日迄ニ納入ス但第一回ハ一九二七年五月一日迄ニ納入ノコト

政府ハ右納入金ニ從ヒ林区ノ森林整理ヲ為ス但最終納金ヲ受ケン後一ケ年内ニ完了ノコト

第十九条 森林整理完了後六ケ月内ニ農務部ハ林業經理案ヲ制定ス但右案作成ニハ利権者ノ考案ヲ商量スヘシ

第二十条 各年代区ノ分割ハ利権者ノ負担ニ於テ農務部地方機關之ヲ行フ各年代区分割料ハ面積一「ヘクター」ニ付一留ツツノ計算ニテ定ム該金額ハ毎年四月一日迄ニ極東山林局ニ払込ノコト

(事業年度ハ十一月一日ニ始マリ九月三十日ニ終ルモ

ノトス)

第二十一条 第七林区ヲ除キ韃靼海峽沿岸幅員五「キロメートル」地域及鉄道其他公共道路電信電話線其他ノ建設村落ヲ起シ工業ヲ設立スル為必要ナル場所ニ於テハ各年代区ノ分割ヲ禁止スルノ權利ヲ政府ニ於テ留保ス

地方民ノ合法ニ利用スル土地等ハ分割ヲ許サス尚政府ハ当該地方ノ薪材及建築材ノ必要ヲ充ス為二十分ノ一ヲ超過セサル年代区ノ一部ヲ其ノ任意ニヨリ控除スル權利ヲ留保ス

第二十二条 各年ノ伐採ニ対シ林務官ヨリ伐木切符ヲ交付ス右切符ニヨラサル伐採ハ盜伐ト認メラル

第二十三条 利権者ハ立木樹脂枯木皮根等ヲ利用スル權利ヲ有ス

通信道路溝渠防火設備建物等ヲ設クル為特別ニ林地ヲ切開キ得

第二十四条 森林障害及廢滅予防法ヲ講スヘキモノトス

第二十五条 利権者ハ一定ノ大サノ針葉樹、白楊及胡桃ノ立木全部ヲ損傷木全部ト共ニ伐採スルノ義務ヲ有ス

第二十六条 六ケ年代区ヲ伐採シ得ルモノトス

第一伐区ノ伐採ハ一九二七年十月一日以後ヨリ着手スヘシ

第二十七条 年伐數量ハ七百五十萬立方呎以上ト定ム

第二十八条 林業經理案作成完了迄木材ノ計算ハ伐採木材ノ數量及材質ニヨル爾後ノ計算ハ面積及株數ニヨリ行フコトアルヘシ

第二十九条 計算ノ為行フヘキ木材ノ土場卷ハ利権者ト林務官ノ協定セル個所ニテ行フ該個所利用ニ付租借料ヲ徴スルコトナシ

第三十条 木材全部ハ材種別及樹種別ニ各土場ニ卷立テ各土場ハ同一長サノ材種ニ分チ且末口ヲ一方ニ向ケ推積スヘシ

第三十一条 木材ノ検収ハ各土場個所ニ於テ春秋二回林務官之ヲ行フ

第三十二条 木材ノ検収完了後二週間内ニ林務当局ハ検収調書ヲ作成ス本調書ハ納金計算上ノ精算証書タルモノナレハ林務当局ノ代理官及利権者ノ代理人双方共署名ス利権者代理人調書記載事項ニ不同意ノトキ其ノ抗議及陳情ヲ記載シ得

第三十三条 丸太ノ寸檢ハ長サ及樹皮ヲ除キタル末口ノ直徑ニヨリ行フ丸太ノ材積ハ「ルイススキ」教授ノ計算表ニ基キ円錐體計算方法ニヨリ算出ス

第三十四条 農務部機關ハ利権者ノ伐採セル木材ヲ汽船積込地ニ於テ檢算シ得但木材積込汽船ノ出帆ヲ停滞セシメサルコトヲ條件トス

右檢算ニ際シ三十二条指定ノ檢収書ニ比シ超過材積アルトキハ右隱匿木材ニ対シ契約價格ノ三倍ノ罰金ヲ徴収スルモノトス

第三十五条 利権者代理立合ノ上伐区檢収ヲ行フ

第三十六条 各伐区地ノ掃除ハ利権者之ヲ行フ

第三十七条 檢収セラレタル木材ハ五十六条ニ基キ予定評価ニヨル木代金全部ヲ支払ヒタル后始メテ利権者ノ処理ニ歸ス夫レ迄ハ木材ハ政府ノ処有トス

第三十八条 特別許可ヲ得テ木材ヲ原料トスル機械的及化學的工業ノ為各種工場ヲ建設シ得

第三十九条 利権者ハ法律ニ從ヒ労働者住宅ヲ建設スル義務ヲ有ス

第四十条 利権者ハ契約発効後二年間ニ林務当局ノ為農務

当局ノ設計スル建家二十三棟ヲ自費ニテ建設スヘシ右経費ハ無料ニテ払下ケラルル木材ノ価格ヲ除キ総額五万留以内ト定ム右建物ハ農務部ノ処理ニ帰ス
尚契約発効後二年間ニ利権企業ニ必要ナル付屬家屋(事務所企業監督部員宅倉庫等)ヲ五万留ヲ下ラサル額ヲ以テ建設スヘシ

第四十一条 利権者ハ林区所在ノ政府財産ヲ租借シ得

第四十二条 利権者ハ利権生産物ヲ加工及未加工ノ形ニ於テ海外ニ輸出シ得但外国貿易法ヲ守ルヘシ生産物ノ内地販売ハ特別協定ニ依ル

第四十三条 1 利権事業用資金全部ヲ国立銀行支店ヲ經テ外国貨ヲ以テ露国ニ送金スヘシ右外貨兩換ハ当日ノ浦潮公定相場ニヨリ之ヲ行フ(本件ハ朝鮮銀行ヲ經テ送金及兩換スルヲ妨ケサル趣旨ナル旨労働側ヨリ覚書ヲ受クルコトナリタリ)

2 各事業年度内ニ露国ニ送ル外貨総額ノ費用(施行案費家屋建設費等)ノ為送付スル金額ヲ除キ當該年度内ニ払下クル木材各一立方呎ニ付二十一哥ヲ下ルヘカラス

第四十九条 電話線及無電設備ヲ設ケ得

第五十条 利権者カ契約上建設ノ義務アル建物ノ為ノ敷地ハ無償ニテ分与セラル右義務ナキ建物用敷地ハ有料トス
農地ヲ租借シ得

第五十一条 普通散在鉱物(粘土砂石等)ヲ無料採取シ得
第五十二条 木代金ハ一立方呎ニ付左記ノ通り

- 一、五葉松、胡桃、一位
 - (イ) 大丸太 十五哥
 - (ロ) 中丸太 十一哥
 - (ハ) 小丸太 六哥
- 二、蝦夷松、楸松及落葉松
 - (イ) 大丸太 九哥
 - (ロ) 中丸太 五・五哥
 - (ハ) 小丸太 三・五哥
- 三、白楊 十哥

第五十三条 ニヨリ払下ラルヘキ薪材ニツキテハ一立方「サージエン」ニ付三留五十哥ヲ支払フモノトス
損傷ヲ有スル用材ハ五割減トス
木代金ハ契約発効三年後政府ノ要求ニヨリ改正シ得

3 契約発効ノ日ヲ始メトシ一九二七年九月三十日ヲ終トスル第一事業年度ニ於テハ利権者ハ巨額ノ費用ヲ実施スル為定例納金(各種前渡金及諸税)ヲ政府ニ納付スル為並該年度ノ經常費ノ為露国ニ於テ消済スヘキ金額ヲ露国ニ送付スヘシ

4 各事業年度終了後一箇月内ニ本条各項履行ニ関スル詳細資料ヲ監督機關ニ提出スヘシ

5 契約期間中露国ニヨリ資金ヲ輸出スルコトハ利権者ニ許可セス

第四十四条 一定ノ機械類ヲ関税及輸入許可料ヲ支払ヒ輸入シ得一定ノ日用品モ関税間接税輸入許可料ヲ支払タル上輸入シ得

第四十五条 鉄道道路水路ヲ利用シ得

第四十六条 鉄道等ヲ布設シ得

水力電気ヲ起シ得

第四十七条 其筋ト協議ノ上埠頭及繫船所等ヲ築造シ得
又特定ノ場合築港モ為シ得

第四十八条 利権者所有及備船ノ船舶ハ開港場及積取地点ニ總テノ港務税及手数料ヲ支払ヒテ出入シ得

第五十三条 労働者暖房及炊事用死木及梢木ノ薪材及公用橋及道路用木材ハ無料トス
林務当局及労働者住宅用木材ハ無料トス其他ノ利権者ノ企業用建物用木材及利権者用薪炭ハ契約定価ニヨリ払下ケラル

第五十四条 年ニ輸出セシ木材各一立方呎ニ付左ノ利権報償金ヲ支払フモノトス
(神戸取引所建ノFOB値段ヲ標準トス)

| 材種 | 三十哥 | 三十一哥 | 三十二哥 | 三十三哥 | 三十四哥 | 三十五哥 | 三十六哥以上 |
|---------------|------|------|------|------|------|------|--------|
| 八百五十万立方呎迄 | 0.75 | 0.77 | 0.80 | 0.90 | 1.02 | 1.04 | 1.26 |
| 一千万立方呎迄 | 0.95 | 0.97 | 1.00 | 1.10 | 1.22 | 1.34 | 1.46 |
| 一千二百万立方呎迄 | 1.10 | 1.12 | 1.15 | 1.25 | 1.37 | 1.50 | 1.60 |
| 一千五百万立方呎及夫レ以上 | 1.20 | 1.22 | 1.23 | 1.36 | 1.47 | 1.60 | 1.70 |

第五十五条 国营企業ト同様ニ總テノ国税地方税手数料及関税ヲ支払フ

第五十六条 各一ケ年ノ代金トシテ利権者ハ四十一万二千五百留ヲ前渡納入ノコト

右前渡金ハ十月一日及四月十五日迄ノ二期ニ分納ス

第五十七条 支払ハ露貨又ハ協定セル外貨ヲ以テス

第五十八条 労働法遵守ノコト社会保険料ハ同種国营企業ト同一率トス

第五十九条 外国人使用率ハ(イ)事務員及技手以上ハ三五% (ロ)労働者二五%トス

第六十条 利権者ハ高等工業学校生徒ノ実習ヲ許スヘキコト

第六十一条 全財産ヲ国营保険機関ニ政府名義ニテ且利権者ノ費用ニヨリ付保スヘキモノトス

第六十二条 政府機関ハ利権者ノ本契約不履行ノトキ履行督促ノ上罰金ヲ課シ得

第六十三条 利権者ハ前条ノ履行ヲ督促セル官憲ヲ上級機関ニ起訴シ得

第六十四条 利権者ト第三者間ノ争議ハ「ソヴィエト」裁判所ニ於テ解決ス

第六十五条 契約ノ解釈及履行ニ関スル政府利権者間ノ争議ハ仲裁裁判ニ付ス右仲裁委員会ハ双方ヨリ出ス同数ノ委員及双方協議ノ上選定スル委員長ヨリ成ル

第六十六条 契約満期後建物機械設備等ハ一切無償ニテ政府ニ引渡サル但貯蔵材料食料日用品製品資金等ハ利権者ノ自由処分ニ属ス

第六十七条 左記ノ場合政府ハ契約満了前利権ヲ破棄スル権ヲ有ス

(イ)利権者又ハ利権企業ノ破算

(ロ)第六条、九条、十二条、十八条、二十六条、二十七条、三十一条、五十四条、六十五条、五十六条、四十一条、六十一条諸規定ノ違反

第六十八条 本契約ニ対シ普通印紙税ヲ支払フヘシ

本契約ニヨル歩合印紙税ハ毎経過年度ニ対シ政府ニ支払フ木代金及報償ノ総額ノ〇・五%ノ割合ヲ以テ木代金等ト同時ニ支払フ

第六十九条 契約ハ双方正式署名ノ日ヨリ発効ス

第七十条 契約書正本ハ内閣事務局ニ保管シ利権者ニ謄本ヲ与フ

第七十一条 双方ノ法律上ノ住所ヲ定ム即政府ハ農務部トシ利権者ハ京橋大倉組内露領林業組合トス

第七十二条 契約署名ノトキ利権者ハ第五十六条ニ基キ一

九二七年十月一日納入スヘキ木代金第一回納金ニ対スル前渡金トシテ十二万五千留又第十八条ニ基キ一九二七年五月一日ニ納入スヘキ施業案費第一回納金ニ対スル前渡金トシテ七万五千留合計二十万留ヲ農務部ニ納入ノコト

編注 払下材積表(二二三頁と二二九頁)の金額に相違があるがそのままとした。

85 昭和2年7月14日 在ハバロフスク川角総領事代理より 田中外務大臣宛(電報)

「露領林業組合」団体交渉の現状について

ハバロフスク 7月14日後発
本 省 7月15日 着

第一四九号

露領林業組合団体交渉ノ現状左ノ通

六月二十五日開始我方成田阿部露側莫斯科中央農林職業組合員賃銀部長「シヤフノスキー」当地農林職業組合長「ラストルグエフ」出席莫斯科案五十四条ノ各条項ニ付討議シ一通リ協議ヲ終ヘ七月二日ヨリ再審討議ニ移レリ未解決ノ問題中重要ナルモノハ

(一)先方ハ最低賃銀三十留ヲ主張シ我方ハ国营企業「ダリレ

ース」並ニ二十四留ヲ要求ス先方ハ鈴木出資ノ「ゴロデツキー」名義「ムラシキ」林区ノ最低賃銀二十八留四十「カベク」ノ例ヲ挙ケ「ダリレース」モ近ク三十留ニ引揚クル管ナリト言ヒ自説ヲ固持ス

(二)先方ハ採伐能率一日一人ニ付七石ヲ主張シ我方ハ十二石半ヲ要求ス

(三)先方ハ文化施設休息所及職業組合費用トシテ労銀全額ノ五「パーセント」ヲ主張シ我方ハ林業カ人カヨリモ馬力ニ依ル事多キ故之ヲ考慮ニ入レ三「パーセント」半ヲ要求ス

(四)先方ハ季節労働者ニ対シ五ヶ月半ニ付解雇手当二週間分右未満ノ者ニハ一ヶ月ニ付二十四分ノ一(五ヶ月ニ付五日間分)交付ヲ主張ス我方ハ斯クテハ経営上支障ヲ来ス故別ニ企業ト農民トノ間ニ請負契約ヲ結ビ之ニ依リ解雇手当ヲ認メサル事トシ問題ヲ解決セントス

(五)先方ハ指定ノ価格ヲ以テ物資供給ノ義務ヲ要求スルモ我方ノ実費ヲ申受クルカ止ムヲ得スハ地方「コーペラチイブ」ヨリ高カラサルノ保障ヲ与フル事ヲ主張ス

在露大使ニ転電シ浦潮ニ暗送セリ

86 昭和2年8月11日

在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛(電報)

「露領林業組合」団体交渉における問題点に
ついて

ハバロフスク 8月11日後発
本 省 8月12日 着

第一七〇号
往電第一四九号ニ関シ

露領林業組合団体契約ハ彼我代表共ニ終始熱誠ニ討議ヲナシ既報ノ未決事項モ略妥結ヲ見タル処契約ノ主眼タル最低賃銀ノ問題ニ至リ停頓トナリ先方ハ中央職業組合ニ稟請シ更ニ討議ヲ続ケ我方ハ利権契約締結当時ノ事情ヲ詳説シ賃銀問題ノ協定ヲ迫レリ

本官ハ当業者ト協議シ極東利権委員長ヲ始メ関係当局ト懇談ヲ遂ケ賃銀ヲ国営並ミトスルノ合理的ナルヲ述ヘ契約成立ノ斡旋尽力方ヲ申入レタルカ当局トシテハ職業組合ニ対シ譲歩方ヲ命スル訳ニハ行カサルモ夫々口添ヲ約シ国営企業ハ近ク契約改訂賃銀引上ケノ筈ナレハ利権業者ニ対シ譲歩セシメラレタキ旨希望シタリ先方ハ賃銀問題ニ付テハ

スルト難シ先方ハ利権契約ハ労働及労働賃銀ノ条件ヲ定ムルモノニ非サル故利権契約ト団体契約トハ全然別箇ノモノナリト弁駁セリ

在露大使へ転電シ浦潮及亜港へ暗送セリ

87 昭和2年8月12日

在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛(電報)

「露領林業組合」団体交渉に関する意見具申

ハバロフスク 8月12日後発
本 省 8月13日後着

第一七二号

往電第一七〇号ニ関シ

露領林業組合代表ノ実談及露側当局ト懇談ノ結果本官ノ得タル印象ニ依レハ卑見左ノ通

林業組合本部ニハ極東露ノ林業経営ニ付相当ノ知識ト経験ヲ有スル人物少ナシ両代表ト本部トノ間ニハ意志ノ疎通ヲ欠クモノノ如シ我方ハ最低賃銀二十六留見当ニテ採算ノ見込ナキニ非サルモ両代表ハ後日責任ヲ負ハサルルヲ恐レ本部ニ対シ申出ス露側ハ最低賃銀ニ付テ仲々強硬ナルモ二十八留四十哥以下ニ譲歩スルモノト思ハル賃銀以外二三ノ間

仲々強硬ニシテ譲ラス依テ賃金其他未解決ノ問題ニ関シ双方話合ノ上文書ヲ公開シ交渉ハ一時中止シ成田阿部両代表ハ六日当地ヲ引揚ケ浦塩ニ向ヒタリ他ハ本件報告打合ノ為十日同地発帰朝セリ

公開文書中彼我主張ヲ異ニスル点左ノ通り

- 一、先方ハ本年度国営企業ノ最低賃金ヲ標準トスル能ハス新規ノ企業ニ対シ二十八留四十哥ヲ主張シ我方ハ利権契約締結当時ノ趣旨並ニ企業ノ採算上終始現在国営並ニ二十四留ヲ固持ス
- 二、先方ハ労働者住宅ト現業地トノ距離ハ二基米トナシ平地ニ在リテハ三基米迄ノ増加ヲ認メ我方ハ両者ノ距離三者ノ距離三基米以上ヲ主張ス
- 三、先方ハ労働者用寝台備付ケヲ要求シ我方ハ不能ナリトシテ拒絶ス
- 四、先方ハ木材流送地ニ於ケル労働者ノ住宅ヲ毎八露里ニ建設ヲ要求シ我方ハ平均八露里トナシ特ニ最大限十露里迄ヲ主張ス
- 五、我方ハ利権契約締結当時ニ於ケル経済的綱領並ニ利権企業トシテ組合ノ採算ヲ無視スルハ利権付与ノ精神ニ反

題ハ先方カ駈引上提出セルモノニシテ左程重要ノモノニ非ス賃金問題サヘ協定付カハ其他ノ問題ハ妥結容易ナラン我方カ団体契約ヲ締結セスシテ着業スルコトハ甚タ危険ニシテ絶対ニ不可能ナリ事業中止ノ故ヲ以テ諸納金ヲ納入セサレハ既納金ヲ返還セサルハ勿論契約違反ナリ其責任ハ我方ニ帰ス此際莫斯科ニ出掛ケテモ現場ノ実情ニ通セサル中央トノ交渉ハ徒ニ永引クモノニシテ時期ヲ失シ果シテ有利ノ条件ヲ以テ契約ヲ取結ヒ得ルヤ疑ハシク本年度ノ着業困難ナルヘシ

露側代表カ我方代表ニ対シ本件交渉ノ中止カ永引カサル様且林業組合本部カ極東露ノ現行林業ニ関スル労働条件ヲ考慮ニ入レ交渉統行アランコトヲ希望スル旨申越シタルニ鑑ミ組合本部ヲシテ両代表ノ意見ニ基キ再応賃銀問題ヲモ研究調査ノ上最後案ヲ以テ速ニ交渉ヲ続行セシムルコト然ルヘキカト存ス

在露大使ニ転電シ浦潮及亜港ニ暗送セリ

88 昭和2年8月12日

在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛

「露領林業組合」団体交渉に関する合意

文書について

機密第二四五号

(9月5日接受)

昭和二年八月十二日

在ハバロフスク

総領事代理 川角 忠雄(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

露領林業組合団体契約交渉ニ関スル交換文書

写送付ノ件

本件ニ関シテハ往電第一七〇号ヲ以テ申進シ置タル所露側代表タル莫斯科中央農林職業組合賃金部長「シャフノフスキー」当地農林職業組合長「ラストルグエフ」兩人連署シ露領林業組合成田阿部両代表ニ宛最低賃銀ヲ初メ未解決問題其他ニ付説明ノ上露側ハ協調ノ主旨ニ依リ多大ノ讓歩ヲナシタルヲ以テ交渉ノ遅延及之ヨリ生スルコトアルヘキ結果ハ其ノ責任ニアラサル旨七月二十九日付別紙甲号写ノ通申越シタリ

林業組合代表ハ先方ノ申出ニ対シテハ本官トモ協議シ八月四日付ヲ以テ別紙乙号写ノ通各項ニ付説明ヲ加ヘ利権契約締結ノ当時露側ノ諒解アリタル採算ノ標準以上最大ノ讓歩

ことば

ハバロフスク 8月26日後発
本 省 8月27日前着

第一八一号

往電第一七二号ニ関シ

露領林業組合ハ再三協議ノ結果最低賃銀二十四留以上ニテハ採算取レヌ故讓歩ノ余地ナシ本年事業ニ着手スルニハ八月中ニ決定セサレハ時機ヲ失ス

希望達成ノ有無同月中回答アリタク容レラレサレハ本年事業中止ニ決定ス右職業組合ヘ伝達ノ上希望達成方林業組合ヨリ本官宛二十四日直電アリタリ

然ルニ本件ニ関シテハ御訓令ニモ接セス採算上ノ懸引モアリ直接職業組合ニ申入ルルハ甚タ面白カラスト存シタルニ付監督官極東労働部長「グニリツキイ」ニ來電ノ趣旨ヲ伝ヘ賃銀讓歩方ニ付尽力ヲ請ヒ後同部長立寄りノ上組合代表「ラストルグエフ」(シャフノフスキー代表ハ浦潮出張中)ニ会見ノ結果左ノ通林業組合ニ御伝達アリタシ

尚此種ノ事件ニ関シテハ爾今本省經由申越サシムル様然ル可ク御配慮ヲ請フ

ヲナシタルニ拘ラス先方カ之ヲ無視スルカ為双方ノ意見カ相違スルニ至レルヲ以テ遺憾トナシ交渉ノ遅延若ハ之ヨリ生スルコトアルヘキ結果ニ付キテハ如何ナル場合ニ於テモ其ノ責任ヲ負フ能ハス本件報告打合ノ為帰京スルニ付最後ノ回答ヲ要求スル旨ヲ申入レタリ

林業組合代表ハ文書交換方ニ付予メ露側代表ト打合せ置キタル処先方ハ前項申入レニ対シ八月五日付ヲ以テ別紙丙号写ノ通一々弁駁シ貴代表カ林業組合本部ノ指令ヲ得サレハ貴我双方意見ノ相違セル未解決ノ問題ニ付最後ノ決定ヲナスコト能ハサルニ鑑ミ本件交渉ノ中止カ永引カサル様且林業組合本部カ諸問題解決ニ際シ極東露ニ於ケル現行森林事業ニ関スル労働条件ヲ考慮ニ入レラレンコトヲ希望ス云々ト申越シタリ

依テ右交換文書写別紙甲号乙号丙号三通原文ノ儘御参考迄玆ニ送付ス

本信写送付先 在露大使、在浦潮、亞港各総領事

89 昭和2年8月26日

在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛(電報)

最低賃金問題に關シ先方組合代表との會談に

職業組合ノ説明ニ依レハ沿海州沿海地方ハ二十四留ナルモ「ソヴィエト」灣以北ニ於テハ国营企業ハ事实上二十六留ヲ支払フ組合側申出ハ二十八留四十哥ナルモ賃銀等級率ニ依リ實際十一%安クナル而モ右賃銀ハ絶対的ノモノニ非ス条件次第ニテ引下ケ得ヘキモ二十四留トスル事ハ全然同意シ難シ国营企業ヨリモ若干割増シヲ要求シ是非本年度ノ著業ヲ希望ス「シャフノフスキー」代表ハ莫斯科帰還ヲ急キ居ル故成可ク速ニ兩代表カ最後案ヲ携ヘ來哈セラレ交渉ヲ続行シ円満妥結ヲ見ル様本官ヨリ林業組合ニ申添ヘアリタク職業組合ハ二十五日貴方ニ電報スル旨述ヘ居タリ
在露大使、浦潮ニ転電シ亞港ニ暗送セリ

90 昭和2年9月8日

在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛(電報)

最低賃金問題につきマモノフ農務庁長官への

申入れ

ハバロフスク 9月8日後発
本 省 9月9日前着

第一八七号

貴電第六四号ニ関シ

極執議長及ヒ労働部長ニ伝達シ置キタルカ職業組合ハ我方ニ交渉続行ノ意向アルト承知シ兩代表ノ来哈ヲ待チ居レリ同時ニ農務庁長官「マモノフ」ニ経過ヲ説明シ難点タル最低賃銀歩方ニ付職業組合代表ヲ説得シ呉レル様申入レタル処「マモノフ」ハ同組合トハ既ニ三回迄協議シタルコトアリ其ノ横暴ニハ何レモ困リ居ルモ大洪水ニ依ル失業者救済「ダリレス」ノ大打撃等ノ事情モアリ農務庁トシテハ林業組合カ是非共年内ニ著業スルニ至ラムコトヲ切望スル故充分尽力スヘキ旨快諾セリ

91 昭和2年10月10日 在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛(電報)

最低賃金問題に関する妥協成立について

ハバロフスク 10月10日前発
本 省 10月10日後発

第一九七号

往電第一九三号ニ関シ

其後小沢代表ト協議ノ上労働部長ニ懇談ヲ重ネタル結果賃銀及係数ハ双方妥協ヲ親タルモ先方ハ組合納金額ノ最後の

一、最低賃金二十六留
二、先方ハ労働者用「バラック」ト現業地トノ距離ヲ三基米又木材流送地ニ於ケル労働者用「バラック」間ノ距離平均八基米最大限十基米ト譲歩ス
三、我方ハ労働者用「バラック」ニ寝台備付ヲ認め莫斯科、浦潮、亜港ヘ転電セリ

93 昭和3年9月8日 在ハバロフスク山口総領事より
田中外務大臣宛(電報)

「露領林業組合」団体契約改正案の提議について

ハバロフスク 9月8日後発
本 省 9月9日前着

第一四五号

氏家ヨリ露領林業組合ヘ左ノ通

本日午後ヨリ約三時間団体契約ニ付協議セリ
当方ヨリ提出セル改正案ハ現契約中不明瞭ナル点ヲ改メタル上合法ヲ旨トシ事業ニ適セシメ且爭議ヲ防ク目的ヲ以テ改メタルモノナレハ本案ヲ以テ審議スル様極力提議セリ
組合長「ラ」氏ハ之ニ対シテ若シ改正案カ現契約ニ比シ労働者ノ物質的狀態即チ労働各種報酬手当等ノ条件ヲ悪化セサルコトヲ基本トスルモノナラハ協議ニ応スル旨言明シタルト同時ニ之ニ付当方ノ即答ヲ求メタリ
当方ハ之ヲ言下ニ拒絶シ改正案ノ逐条審議ヲ主張シタルニ組合長之ヲ諒トシ来ル十日會議ヲ開クコトニ決定セリ
「ラ」氏ハ尚右ノ旨本社ニモ通報アリタシト希望セリ
組合ノ態度強硬ナリ

94 昭和3年9月17日 在ハバロフスク山口総領事より
田中外務大臣宛(電報)

団体契約改訂交渉の経過報告

ハバロフスク 9月17日後発
本 省 9月18日前着

第一四七号

今回露領林業会社ヨリ団体契約改訂ノ目的ヲ以テ当地ニ派遣セラレタル氏家及佐藤ハ本件ニ関シ当地職業組合ト阿三回ニ涉リ協議ヲ重ネタル処林業側ハ昨年締結シタル団契ノ条項中意義曖昧ニシテ解釈上疑義ヲ生シ易キ点多ク之カ為現場ニ於テ幾多ノ紛議頻出シタルト契約ノ条件カ「ダリレス」ノ夫レニ比シ甚シク不利ニシテ到底採算ノ余地無ク遂

協定ハ中央ニ報告ノ上行ハン事ヲ提議シ来レルカ十日ノ會議ニテ遂ニ左ノ通協定成立ス
最低賃銀二十留四旧係数二、五 旧係数二、三 組合費合計三「パーセント」(昨年ハ四「パーセント」半) 期間ハ十月一日ヨリ来年九月一日迄十一月間
尚十三日調印ノ筈
在露大使、亜港、オハ、浦潮ヘ転電セリ

92 昭和2年10月13日 在ハバロフスク川角総領事代理より
田中外務大臣宛(電報)

賃金問題等に関する団体契約の調印について

ハバロフスク 10月13日後発
本 省 10月14日後着

第二〇一号

往電第一八七号ニ関シ

林業組合ハ東京ニ於テ通商代表ヲ介シ当地農林職業組合ト予備協定ヲ遂ケタル結果成田、阿部兩代表ヲ派遣シタルカ兩人ハ八日職業組合ト交渉続行シ書類調製ノ上十二日団契調印セリ
難関ナリシ主要事項左ノ通妥結セリ

第一一四号

露領林業会社藤田、梅浦へ依頼電左ノ通

一六四電見タ「ソユーズ」ノ主張ハ横暴ナリ此ノ際姑息ノ手段ヲ取ルハ将来ニ禍根ヲ胎ス虞アリ現契約ヲ本月限り断然無効トシ十月ヨリ既設労働法ニ依り度シ目下弁護士ト研究中ナリ本件ハ秘密ニセラレタシ

96 昭和3年9月22日 在ハバロフスク山口総領事より
田中外務大臣宛

団体契約改訂交渉経過に関するソ連紙記事に

ついて

公第二三五号 (10月1日接受)

昭和三年九月二十二日

在ハバロフスク

総領事 山口 為太郎(印)

外務大臣男爵 田中 義一殿

露領林業会社ノ団体契約改訂交渉経過ニ関ス

ル露紙記事訳報ノ件

ナレリ

在露大使ニ転電シ浦潮ニ暗送セリ

95 昭和3年9月19日 在ウラジオストック渡辺総領事より
田中外務大臣宛(電報)

現行団体契約の打切り通告について

露領林業会社ノ団体契約改訂交渉ノ経過並同交渉決裂ノ経緯ハ往電第一四五号及第一四七号ニテ既ニ御承知ノコトト存スル処右ニ関シ当地発刊極執委員会機関紙ハ職業組合ノ立場ヲ弁護シ同会社ノ反省ヲ促ス意味ノ記事ヲ前後二回ニ亘リ略同一内容文ヲ以テ掲載セルニ付御参考迄同記事要旨左記ノ通訳報ス

記

日本森林利権企業ノ昨年度事業成績ハ作業ノ開始後レシ為頗ル不良ニシテ造材石数ハ予定ノ三分ノ一ニ過キス普通造材期間ハ三ヶ月乃至三ヶ月半ナルニ反シ同企業ノ造材期間ハ僅カ四十八日ナリキ労働者待遇ハ団体契約違反事項ノ頻発セル点ヨリ見テ満足スヘカラス宿舎用「バラック」ハ冬半ニ至リ漸ク竣工シタル程ニテ住宅条件ノ悪シキコト思半ニ過クルモノアリ医療設備ハ不完全ニシテ根本的改善ノ要アリ無用ナル食欲昂進薬乃至サマテ必要ヲ感セサル痔疾用坐薬ノ如キモノノミ多クシテ肝心ノ沃度繻帯等ハ常ニ皆無ナリ

物資配給ノ悪シキコト言語ニ絶シ日用必需品タル肉脂肪砂糖衣服履物類ハ年中欠乏シ品切ヲ演セルコトハ稀ナラス勞

働者ハ半飢餓状態ニ放置サレ食料不足ノ結果栄養不良ニ陥リ罹病スルモノ続出セリ從ツテ之カ影響ハ直チニ労働能力及賃金ニ現ハレタリ
団体契約規定ノ物資上ノ保証ハ少シモ履行セラレス偶々履行セラルルコトアルモノハ係争ヲ重ネタル後ナリ現行団体契約ハ作業開始前ニ締結セラレシ關係上利権企業ノ特種条件ヲ参酌セル点乏シク労働者ニ対スル物資的保証ニ関シ幾多事項ノ増補ヲ必要トス
而シテ利権企業地ニ於ケル生活費カ三割方昂騰シタルハ賃金引上ノ必要ヲ如実ニ物語ルモノナリ組合ハ利権会社カ昨年度所謂創業初年度ニシテ作業進捗セス予期ノ成績ヲ収メ得サリシニ鑑ミ事業ノ拡張及財的基礎ノ確立ヲ容易ナラシムル為利権会社代表ニ提議スルニ労働条件及物質的補償ヲ現行団体契約規定ノ儘トシ該契約ヲ延長センコトヲ以テセリ且組合ハ会社ニ対シ条文解釈上ノ紛議ヲ防止スル為字句ノ修正ノ必要ヲ説キタリ
然ルニ利権会社代表ハ住宅条件医療設備物資配給等ノ改善ノ必要ヲ自認シナカラ労働条件ヲ悪化スル団体契約ノ根本的改正ヲ要求シ若シ改正案容レラレスハ事業経営上ノ採算

ナキ故作業ヲ中止スルヨリ外ナシト威嚇セリ而モ同代表ハ今ニ至リ会社昨年度欠損ノ原因カ造材不振ニアリトスル前
言ヲ翻シ同原因カ不利ナル団体契約条件ニアリト発表セリ
組合ハ利権会社ノ立場ヲ考慮シ出来ル限リ事業ノ展開ニ好
都合ナル条件ヲ提供セント努メ居ルモ利権会社代表ハ組合
ノ真意ヲ解セス労働条件ヲ昨年度ノ平準ニ置クノ当然過ク
ル程当然ナル組合ノ要求ヲ拒否シ交渉ヲ危機ニ瀕セシメタ
ルハ甚タ遺憾ニシテ殊ニ造材期ニ直面セル今日真ニ憂慮ニ
堪ヘス
本信写送付先 在露大使、在浦潮総領事

97 昭和4年3月26日 田中外務大臣より
在ソ連邦酒匂臨時代理大使宛(電報)

露領林業会社の利権契約および団体契約改訂
交渉援助方訓令

本省 3月26日後発

第八三号

露領林業会社ヨリ本年度ハ事業ヲ中止シ其ノ間ニ利権契約
及団体契約ノ根本的改訂ヲ計ルコトトシ去ル一月中露国大
使及商務官ヲ経テ露国政府当局ヘ右改訂方申込ミタルモ未

ノ後当業者カ方針ヲ変更シタルモノト察シ話ヲ打切りタル
趣ナリ
就テハ果シテ当業者ハ前記ノ如キ申出ヲ為シタル次第ナリ
ヤ当方参考迄ニ回電アリ度シ

99 昭和4年4月13日 在ソ連邦酒匂臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

森林の利権対象よりの除外に関するソ連側意
向について

モスクワ 4月13日後発
本省 4月14日後着

第一六三号

往電第一六二号会談ノ際「クサンドロフ」ハ川谷ニ対シ客
年(脱)森林利権ハ日本利権ノ外諾威和蘭英国ノ三個ノ合
弁?利権アリタルカ其ノ後右三個ノ利権ハ蘇俄ニ於テ買取
リ現在ニテハ日本ノモノノミトナレリ森林利権ハ悉ク不成
績ナルモ利権者ノ満足スルカ如キ条件ヲ与フルコトハ国内
ノ關係ニ於テ能ハサル事情アリ将来ハ利権目的物中ヨリ森
林ヲ除外スルニ至ルヘントノ旨ヲ洩シタル趣旨ナリ

タニ何等回答ニ接セス将来ノ事業計画樹立上甚タ不安ナル
ニ付此際露国政府ニ対シ同社ノ希望達成ノ為可然口添ヲ得
タキ旨願出タルニ付テハ右可然御取計アリタシ

98 昭和4年4月13日 在ソ連邦酒匂臨時代理大使より
田中外務大臣宛(電報)

我が方林業利権者の駐日ソ連通商代表への申
出内容確認方照会

モスクワ 4月13日後発
本省 4月14日後着

第一六二号

貴電第八三号ニ関シ

十三日川谷商務官ヲシテ利権局長「クサンドロフ」ニ対
シ御来示ノ趣旨ニ依リ申入レヲ為サシメタルニ「ク」ハ恰
モ同日朝東京通商代表ヨリ電報ニ接シタルカ右電報簡單ニ
シテ詳細ハ明カナラサルモ日本林業利権者ハ利権ヲ放棄シ
テ之ヲ「ダリレス」ノ経営ニ委シ之ニ金融上ノ援助ヲ与フ
ルコトトシテ其ノ出材販売権ヲ獲得スルコトトシ度旨ノ希
望ヲ申出タルモノト解セラル依テ右ニ対シテハ一週間以内
ニ何分ノ回答ヲ発スル積リナリト答ヘタルヲ以テ川谷ハ其

100 昭和4年4月23日 田中外務大臣より
在ソ連邦酒匂臨時代理大使宛(電報)

露領林業会社の森林利権契約および団体契約
改訂の希望について

本省 4月23日後発

第一一三号

貴電第一六二号ニ関シ

林業会社へ問合せタル処会社ニ於テハ利権契約及団体契約
ノ根本的改訂ヲ希望スルモ万一先方カ之ヲ受諾セサル場合
ハ已ムヲ得ス第二案トシテ日露木材会社「ダリレス」間契
約ニ鑑ミ「ダリレス」ヲシテ委任造材セシメ其ノ販売ヲ引
受クルヨリ外ナカルヘントノ考ニテ先般「アニケーエフ」
トモ右ニ関シ話合ヒタルコトアルモ会社本来ノ希望ハ固ヨ
リ現行契約ノ根本的改訂ニアルニ付今後共右希望達成方尺
力ヲ得タキ旨申出タリ

101 昭和4年5月22日 田中外務大臣より
在ソ連邦酒匂臨時代理大使宛(電報)

森林利権契約および団体契約の根本的改訂に
関するソ連側意向打診方訓令

本省 5月22日後発

第一四九号

在電第一一三号ニ関シ

林業会社ニ対シ露国側ヨリ今以テ何等ノ回答ナキ趣ノ処先
方ニ於テハ利権契約及団体契約ノ根本的改訂ニ応スル意向
ナキ次第ナリヤ会社ニ於テ腹ヲキメル必要アルニ付至急御
突止メノ上回電アリタシ

102 昭和4年6月20日 在ソ連邦田中大使より
田中外務大臣宛(電報)

ソ連側の森林利権および団体契約改訂拒否の
意向について

モスクワ 6月20日後発
本省 6月21日前着

第二九〇号

貴電第一一三号ニ関シ(露領林業利権及団体契約改訂ノ件)
外務部ヲ経テ中央利権局ノ意向問合中ナリシ処同局ニハ最
近總裁交迭等ノ事情アリタル為回答遅延セルモ同局ハ既に
本件契約改訂ニ関スル利権者ノ申出拒絶方在東京利権委員
会ニ発令シタル旨並ニ目下東京ニ於テ「ダリレス」トノ契

露領林業株式会社利権契約解除ニ関スル件

露領林業株式会社代表者柏木孤矢郎ト「ソヴィエト」連邦
当局トノ間ニ成立シタル同企業利権契約解除ノ取極訳文御
参考ノ為茲ニ送付ス

(付記)

千九百二十七年四月二日露領林業株式会社及
「ソヴィエト」社会主義共和国連邦政府間ニ
締結セラレタル利権契約ノ解除ニ関スル取極

(昭和五年七月欧米局第一課作成)

千九百三十年五月三十日莫斯科市ニ於テ「ソヴィエト」社
会主義共和国連邦政府(以下政府ト称ス)ハ千九百三十年
五月十一日付「ソヴィエト」社会主義共和国連邦人民委員
會議決定(議定書第一四号―三四〇第四四項)ニ基キ行動
スル「ソヴィエト」社会主義共和国連邦最高国民經濟會議
議長代理「エム・エル・ルヒモウイチ」ニ依リ代表セラ
ルル連邦最高国民經濟會議ヲ他方日本林業株式会社(露領
林業株式会社)ハ千九百三十年二月四日在東京「ソヴィエ
ト」社会主義共和国連邦總領事館ニ於テ査証ヲ了シタル委
任状ニ基キ行動スル日本臣民柏木孤矢郎ヲ各其ノ代表トシ

約ニ付交渉進行中ノ旨二十日同部ヨリ回答シ来レリ

103 昭和5年8月11日 幣原外務大臣より
在ソ連邦各公館長宛

露領林業会社の利権契約解除に関する取極め訳
文送付

付記 昭和五年七月欧米局第一課
露領林業会社利権契約解除に関する取極め

昭和五年八月十一日

外務大臣男爵 幣原 喜重郎

在ソヴィエト連邦

田中大使殿

在浦潮斯德

緒方総領事代理殿

在アレクサンドロフスク

坂部事務代理殿

在オハ分館

下村主任殿

在ハバロフスク

山口総領事殿

在オデッサ

田中領事殿

在ブラゴウエスチェンスク

泉領事代理殿

在ベトロパウロフスク

小柳領事代理殿

在ノヴォシビルスク

中村事務代理殿

欧一普合第一〇六四号

左記事項ニ付本取極ヲ締結セリ

第一条 千九百二十七年四月二日「ソヴィエト」社会主義
共和国連邦政府及露領林業組合ノ正当後継者タル日本露
領林業株式会社間ニ締結セラレタル利権契約ハ其ノ付録
及追加ト共ニ双方ノ合意ニ依リ本取極効力発生ノ時ヨリ
効力ヲ失ヒタルモノト見做ス

第二条 双方ハ千九百二十七年四月二日締結セラレタル前
記利権契約ニ依リ利権者タル露領林業株式会社ノ政府ニ
対スル負債ハ之ヲ二十二万二千四百九十五哥(内訳施業
案費―二十一万六千六百六十六留六十六哥、国家保険局
地方支店ニ対スル負債五千三百八十二留三十九哥)ト定
ムルコトニ同意ス

第三条 露領林業株式会社ハ本取極第二条ニ記載セララルル
負債二十二万二千四百九十五哥ノ弁済ハ利権者ノ処分シ
得ル借用物ニ非ラサル財産及建築物什器木材並会社カ購
入シ日本ヨリ利権地へ搬入シタル財産ヲ政府へ譲渡スル
コトニ依リ之ヲ行フ

第四条 利権者ハ本取極効力発生ノ時ヨリ一ヶ月以内ニ政
府ノ指定人ニ対シ本取極第三条ノ定ムル財産ノ譲渡ヲ行

フ

政府へ引渡スヘキ財産ノ讓渡及受領ニ関シテハ右財産ノ受領者及讓渡者ノ署名シタル文書ヲ作成ス

利権者ハ財産ノ讓渡ヲ完了スル迄其ノ保管及整備ニ要スル費用ヲ負担ス

第五條 政府ハ利権者カ千九百二十九年十月一日現在利権決算表添付ノ財産表ニ記載セラルル家畜ハ之ヲ千九百三十年ニ於ケル航行杜絶ニ至ル迄許可料支払ノ上無税ニテ国外ニ搬出スルカ若クハ之ヲ国内市場ニ於テ売却スルコトニ同意ス但シ後者ノ場合ニ於テハ利権者ハ売却ニ依リテ得タル金額ヲ国外ニ携帯スル權利ヲ有セス右家畜搬出ノ許可証ハ本取極第三條及第四條ニ依リ政府へ財産ヲ讓渡シタル日ヨリ一ヶ月半以内ニ利権者ニ対シ之ヲ交付ス

第六條 双方ハ効力ヲ失ヒタル千九百二十七年四月二日付利権契約ニ関連シ第三者ノ為スコトアルヘキ一切ノ要求ニ対シテハ總テ露領林業株式会社其ノ責任ヲ負フ但シ政府諸機関ノ要求(財務諸機関ノ租税及租税外收入ニ関スル要求ヲ含ム)ニ対シテハ政府其ノ責任ヲ負フコトニ同意ス

ノト見做ス

千九百三十年五月十一日付決定(議定書第一四号—三四

○第四四項)ニ基キ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦人民委員会議ノ全權委任ニ依リ

「ソヴィエト」社会主義共和国連邦最高国民經濟會議議長代理 「ルヒモローウイチ」(署名)

千九百三十年二月三日付露領林業株式会社ノ委任状ニ依リ 柏木 孤矢郎(署名)

千九百三十年五月十一日付決定(議定書第一四号—三四 ○第四四項)ニ基キ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦

第七條 双方ハ相互ニ千九百二十七年四月二日付利権契約並其ノ付録及追加ヨリ生スル如何ナル要求ヲモ他方ニ対シ有セス且將來有セサルコトヲ声明ス

第八條 本取極ハ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦人民委員会議及利権者ニ依リテ全權ヲ委任セラレタル者カ署名シ且外務人民委員部之ヲ確認シタル後効力ヲ發生ス

第九條 本取極ニ対シ利権者ハ本取極第二條ニ記載セラルル金額ノ二分ノ一「パーセント」ニ相当スル印紙税ヲ支払フモノトス

第十條 本取極ノ正本ハ「ソヴィエト」社会主義共和国連邦人民委員会議事務局ニ保存シ利権者ニ対シテハ証明ヲ經タル副本ヲ交付ス

第十一條 双方ノ法律上ノ宛名ハ左ノ如シ 政府側……莫斯科「プロシチャヂ・ノーギナ」最高国民經濟會議

利権者側……浦潮斯德「コソイ・ペレウーロク」六番

右宛名ハ双方ニ対シ義務的ノモノニシテ右宛名へ發送セラレタル通信ハ受信者ノ受領書アルトキハ手交シタルモ

人民委員会議ノ全權委任ニ依リ本取極ヲ確認ス

外務人民委員代理

「エム・リトヴィノフ」(署名)

千九百三十年五月二十二日本取極ニ対シ領収書第八二七

○三〇号ニ依リ国立銀行莫斯科支店へ印紙税トシテ一千百十留二十五哥支払ヒタリ

右証明ス

中央利権委員會書記長

「チーホノフ」(署名)